

(滞在地投票)

## 名簿登録地以外の市区町村での不在者投票の手続について

- ・ 「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に本人が必要事項を記入の上、東松山市選挙管理委員会に郵送、又は持参（代理者可）してください。  
郵送先 〒355-8601  
埼玉県東松山市松葉町1-1-58  
東松山市選挙管理委員会 宛て  
※ メールやFAXによる請求は受付できません。  
※ 東松山市の選挙人名簿に登録されている方に限ります。
- ・ 東松山市選挙管理委員会から「投票用紙等」を滞在地に郵送します。  
※ 投票用紙等の郵送は、公（告）示日の2日前からです。
- ・ 投票用紙等が滞在地に届いたら、滞在地の選挙管理委員会に持参し、投票してください。
- ・ 投票は、公（告）示日の翌日から投票日の前日まで可能です。なお、投票時間は、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会へお問合せください。  
※ 自宅で不在者投票証明書の封筒を開封したり、投票用紙に記入したりすると、不在者投票ができませんのでご注意ください。
- ・ 投票用紙等が滞在地に届いたら、郵送に要する時間を考慮して、早めに投票してください。
- ・ 投票後、滞在地の選挙管理委員会から東松山市の選挙管理委員会へ、投票用紙等が郵送されます。
- ・ これで、投票は終了です。